

制度の名称	市税の減免	【郵送可】																																
制度の内容	<p>災害により被害を受けた場合は、税目ごとに次のとおり減免になる場合があります。(10月12日以降に納期限が到来する令和元年度分に限ります。)</p> <p>1 固定資産税に係る減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半壊以上と判定された建物に係る固定資産税 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災家屋を取り壊した場合は、次年度に課税がされないように、税務徴収課にお知らせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地及び償却資産に係る固定資産税 <p>災害により土地(陥没など形状に変化が生じた場合等)や、償却資産(全壊した場合等)に被害を受けた方は、税務徴収課にご相談ください。</p> <p>2 個人市民税</p> <p>(1)納税義務者(同一生計配偶者又は扶養親族を含む)の所有する住宅に損害を受けた場合、次の割合で減免となります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">500万円以下</td> <td>大規模半壊以上</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">500万円超 750万円以下</td> <td>大規模半壊以上</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">750万円超 1,000万円以下</td> <td>大規模半壊以上</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>8分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)災害により以下に該当した場合は、申請により個人市民税が減免されます。 ※り災証明書は必要ありません</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡したとき</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>障害者になったとき</td> <td>10分の9</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 法人市民税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人等が災害により休業することとなった場合には、均等割がその休業期間に応じ、月割りでその2分の1が申請により減免されます。 		損害の程度	減免割合	全壊	10分の10	大規模半壊	10分の6	半壊	10分の4	合計所得金額	損害の程度	減免割合	500万円以下	大規模半壊以上	10分の10	半壊	10分の5	500万円超 750万円以下	大規模半壊以上	10分の5	半壊	4分の1	750万円超 1,000万円以下	大規模半壊以上	4分の1	半壊	8分の1	区 分	減免の割合	死亡したとき	10分の10	障害者になったとき	10分の9
損害の程度	減免割合																																	
全壊	10分の10																																	
大規模半壊	10分の6																																	
半壊	10分の4																																	
合計所得金額	損害の程度	減免割合																																
500万円以下	大規模半壊以上	10分の10																																
	半壊	10分の5																																
500万円超 750万円以下	大規模半壊以上	10分の5																																
	半壊	4分の1																																
750万円超 1,000万円以下	大規模半壊以上	4分の1																																
	半壊	8分の1																																
区 分	減免の割合																																	
死亡したとき	10分の10																																	
障害者になったとき	10分の9																																	
必要書類等	市税等減免申請書等																																	
問合せ先	本庁 総務部税務徴収課 ☎ 52-1111 資産税G 内線 234 市民税G 内線 232																																	

制度の名称	市税等の徴収猶予	【窓口受付】
制度の内容	<p>災害により市税等を一時に納付をすることができない場合において、納付できない金額を限度として申請により1年以内の期間に限り徴収が猶予されます。</p>	
必要書類等	徴収猶予に係る申請書	
問合せ先	本庁 総務部税務徴収課 ☎ 52-1111 内線 240	

制度の名称	雑損控除
制度の内容	<p>災害により住宅や家財などに損害を受けた場合には、所得税及び個人市県民税について、一定の金額の所得控除を受けることができます。</p> <p>※所得税…災害減免法との選択可</p> <p>※後日、説明会を開催する予定です。日程等については、決まり次第広報常陸大宮お知らせ版等でお知らせします。</p>
必要書類等	お問い合わせによりご確認ください。
問合せ先	太田税務署 ☎ 0294-72-2171 本庁 総務部税務徴収課 ☎ 52-1111 内線 232